

毎週火、金曜日発行（但休日）に当るときは翌日）
昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

目次

- ◇告示 種畜証明書の書換交付
解の指定
県営住宅の家賃
- ◇公安規則 小売販売業者丙の登録
警察官に対する被服の支給並びに装備
品の貸与に関する規則の一部改正
- ◇雑報 出張所の位置の変更

告示

鳥取県告示第百八十号

次の種畜につき種畜証明書の書換交付をした。

昭和三十二年四月十六日

鳥取県知事 遠藤 茂

記種畜証明書番号	名号	種類	旧飼養者住所氏名	新飼養者住所氏名
昭三二鳥地第一号	春風	黒毛和種	鳥取県西伯郡日吉津村 山崎藤治	鳥取県米子市諏訪 前田 巖
"	二号 綱原	"	"	"
"	四号 秀泰	"	境港市竹内 山本 憲	淀江町 橋本誠之助
"	"	"	淀江町 角 積	西伯郡岸本町 山西 清藏

鳥取県告示第百八十一号

鳥取県立商業高等学校を鳥取県会計規則（昭和二十八年六月鳥取県規則第三十九号）第二条の規定による解に昭和三十二年四月一日指定した。

昭和三十二年四月十六日

鳥取県知事 遠 藤 茂

鳥取県告示第百八十二号

鳥取県営住宅の家賃を次のように定め昭和三十三年四月一日から適用し昭和二十八年七月鳥取県告示第三百十三号（県営住宅の家賃について）は廃止する。

昭和三十三年四月十六日

鳥取県知事 遠 藤 茂

団 地 名	構造別	月額家賃
鳥取市立川町二丁目	耐火	千七百十二円
" 五丁目	木造	九百二十七円
米子市富士見町	耐火	二千百四十円

鳥取市東町	"	千六百六十円
" 馬場町	"	"
" 湯所町	"	"
鳥取市夕日ヶ丘、小松ヶ丘	木造	八百三十円
鳥取市湯所町	"	"
倉吉市明治町	"	"
米子市日ノ出町	耐火	二千三百五十四円

鳥取県告示第百八十三号

食糧管理法施行規則（昭和二十二年農林省令第百三十三号）第三十二条の二の規定に基き四月一日次のとおり小売販売業者内の登録をした。

昭和三十三年四月十六日

鳥取県知事 遠 藤 茂

登録番号	氏 名	称
一八	灘 口 喜代平	
一九	秋 田 美 江	
二〇	居 組 九 藏	網代消費生活協同組合

住 所	営業所の場所
岩美郡岩美町田後二七	住所に同じ
" " 岸本一、一四〇ノ八	"
" " 網代二八ノ六六	"

公安委員会規則

警察官に対する被服の支給並びに装備品の貸与に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和三十三年四月十六日

鳥取県公安委員会委員長 堀 安 成 文

鳥取県公安委員会規則第四号

警察官に対する被服の支給並びに装備品の貸与に関する規則の一部を改正する規則

警察官に対する被服の支給並びに装備品の貸与に関する規則（昭和二十九年八月鳥取県公安委員会規則第七号）の一部を次のように改正する。

第二条の表を次のように改める。

品 名	着 用 期 間
冬服及び冬帽子	十一月一日から翌年四月三十日まで
夏服及び夏帽子	五月一日から十月三十一日まで
外 と う 衣	十一月一日から翌年四月三十日まで
雨 衣	年間を通じて
盛夏ワイシャツ	七月一日から八月三十一日まで

第二条に次の但書を加える。

但し、警察本部長は、気候その他特別の事由がある場合は、その着用期間を変更することができる。

別記第一号様式及び別記第二号様式を次のように改める。

(別記第二号様式)

警察官給与品及び貸与品返納書

元当署(課、学校)在勤 昭和 年 月 日 退職(死亡、休職)につき

次の物品を返納します。

昭和 年 月 日

署(課、学校)長

鳥取県警察本部 警務課長殿

一 給与品の部

品目	数量	摘	要
帽子	一個		
夏帽子	〃		
夏服ズボン	一着		
外とう	〃		
冬服	一着		
夏服上衣	〃		
盛夏ワイシャツ	〃		
雨衣	〃		

二 装備品(貸与品)の部

品目	数量	摘	要
けん銃	一挺		
けん銃実包	発		
手帳	一冊		
警笛	一個		
捕じよう	一筋		
両手錠	一組		
片手錠	一個		
警棒	一本		
職員き章	一個		

品目	数量	摘	要
階級章	二組		
帯革	一式		
けん銃つりひも			

備考
 一 帯革式とは、本革、遊革、負革、根止革、尾錠、けん銃入、安全止革、警笛つり、手錠入、警棒つり、たま入、止革(夏服用)帯革止(三組)を備えたものとする。
 二 被服の一着には、釦、袖章を、帽子には帽章あごひも等を附したるものとする。

附 則

この規則は、公布の日から施行し昭和三十二年四月一日から適用する。

